

みなかみ町告示第 5 号

令和 7 年 3 月 14 日付けみなかみ町告示第 42 号により告示した、地域農業経営基盤促進計画を変更したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 8 項の規定により公告する。

令和 8 年 1 月 23 日

みなかみ町長 阿部 賢一

記

1. 地域農業経営基盤促進計画(地域計画)を変更した地域

- (1) 月夜野南部地区(師、真政)
- (2) 名胡桃地区(竹改戸、中村、上区、下区、小川島、南区)
- (3) 後閑地区(後閑、坂上、岩瀬)
- (4) 下牧地区(下牧)
- (5) 月夜野地区(町組、上組、大峰)
- (6) 月夜野北部地区(和名中、小和知、渕尻、小川、上石倉、
下石倉、上牧、奈女沢、吉平)
- (7) 水上南部地区(川上、小仁田、寺間、高日向、小日向)
- (8) 水上中部地区(綱子、栗沢、大穴、幸知、湯檜曽、谷川、
鹿野沢、湯原、阿能川)
- (9) 新巻地区(布施、新巻、下羽場、上羽場、師田、塩原、今宿、下新田)
- (10) 須川地区(須川、東峰、入須川、湯宿、茅原、笠原、谷地、恋越)
- (11) 猿ヶ京地区(相俣宿、猿ヶ京、吹路、永井、赤谷、白石、
浅地、相俣東部、大峰)

2. 縦覧場所

みなかみ町役場農林課
みなかみ町月夜野 938 番地 1